

浜松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の規定に基づき実施する指導監査について、必要な事項について定め、もって児童福祉事業の適正な実施の確保及び児童の健全な発達を目的とする。

(指導監査の対象)

第2条 この要綱による指導監査の対象は、別表第1に掲げる施設等とする。

(指導監査の実施機関)

第3条 指導監査は、こども家庭部次世代育成課が実施するものとし、指導監査班には、同課の職員をもってあてる。ただし、必要に応じて関係課等の職員を加えることができる。

(指導監査方針等)

第4条 指導監査は、児童福祉法第34条の17、子ども子育て支援法第14条第1項及び第38条、同法第50条、第56条及び認定こども園法第19条に基づき、施設の設備及び運営についての基準等の遵守状況を検査するとともに、本市が支弁する給付費等について、必要な検査を行う。

2 指導監査は、国から発出される通知、本市の指導監査実施方針、これまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 指導監査を適切に実施するため、こども家庭部次世代育成課長(以下「課長」という。)は、次に掲げる事項を定める。

(1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査実施方針

(2) 前号の指導監査実施方針等を踏まえた指導監査年間計画

(指導監査の種類)

第5条 指導監査の種類は一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は前条3項第2号に規定する指導監査年間計画に基づいて定期的に行う指導監査とする。

3 特別監査は、以下に該当する場合に実施する指導監査とする。

(1) 子ども・子育て支援法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められた場合

(2) 施設型給付等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合

(3) 第6条第2号に掲げる実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(4) 第6条第2号に掲げる実地指導中に施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当

が認められた場合

(5) 死亡事故等の重大事故が発生した場合

(6) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(一般監査の方法)

第6条 一般監査は、次の形態を基本として、関係法令及び国から発出される通知等に基づき実施することとする。

(1) 集団指導 集団指導は、市が、特定教育・保育施設等に対して、法令等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導 市は、特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、法令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(指導監査事項)

第7条 前条第2号に掲げる実地指導は、別表第2に掲げる事項について実施する。

(特別監査の方法)

第8条 市は、特定教育・保育施設等に対して、立ち入りにより、関係者への質問及び帳簿書類等の物件の検査を行うものとする。

(指導監査班)

第9条 指導監査班は、原則班員2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は副主幹以上の職にある職員とする。

(指導監査の通知)

第10条 指導監査の実施に当たっては、対象となる施設等に対し、監査期日、指導監査職員の氏名、指導監査の実施場所その他指導監査の実施に必要な事項をあらかじめ通知するものとする。ただし、特別監査については、この限りではない。

2 特定教育・保育施設のうち、保育所について、社会福祉法第20条及び児童福祉法第46条に基づき健康福祉部福祉総務課が実施する指導監査と併せて実施する場合は、福祉総務課の通知と併せて行うことができる。

(実施上の留意事項)

第11条 指導監査は公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるように配慮するものとする。

2 指導監査の過程においては、責任者を中心に事情聴取や十分な意見交換を行い、一方的判断を押し付けることのないように留意するものとする。

3 指導監査の結果、問題点を認めるときは、発生原因の究明に努めるものとする。

(講評、口頭指示及び協議、意見交換)

第12条 指導監査職員は、指導監査の終了後、幹部及び関係職員に出席を求めてその結果について講評し、改善が必要な事項を口頭で指示するものとする。

2 指導監査職員は、改善が必要な事項その他の問題点について関係者の理解を求め、その発生原因と是正改善の方法について協議し、又は意見交換を行い、併せて施設等としての意見又は要望を聴取するものとする。

(指導監査結果の報告)

第13条 指導監査職員は、指導監査終了後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、こども家庭部長(以下「部長」という。)に報告するものとする。

(指導監査結果の指示及び確認)

第14条 指導監査の結果、次の基準に基づき指導を要すると認められる事項については、その内容及び改善方法を具体的に文書により監査対象施設等に対して指示するものとする。

(1) 改善指導

ア 設備運営基準の違反がある場合(職員や居室面積の未充足等)

イ 設備運営基準に沿った運営がなされていない場合

ウ 施設・事業の会計管理が不適切(多額の過誤請求、会計処理上の問題が多発)な場合

エ 当該年度の重点指導事項に関するもの

オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の給付費等の返還を伴うもの

カ 前回助言指導事項で改善が認められない場合

キ その他、施設の運営や事業の運営に重大な影響があると判断できるもの

(2) 助言指導

改善指導以外のもので、施設及び事業者の適切な運営、利用者の適正な処遇等を確保する上から必要な事項を助言により指示をしておくことが適当と判断できるもの。

(3) その他

改善指導及び助言指導以外で軽微なものについて、現場指導を行うものとする。

また、軽微な基準違反については、助言指導でも差し支えないものとする。なお、軽微か否かの判断については、指導監査職員が判断するものとする。

2 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要な事項については、必要に応じてその改善状況を確認するため、事後指導、特別監査その他の措置をとることができる。

3 一般監査又は特別監査により運営に重大な問題が認められる場合は、個々の事例に応じ、効果的かつ実施可能な指導を実施し、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導を実施する。

(改善指導に対する是正措置状況報告)

第15条 課長は、監査対象施設等から是正改善状況の報告があったときは、改善指導に対する是正措置の状況を部長に報告するものとする。

2 監査対象施設等に対する改善指導事項について改善がなされない場合又は改善される見込みのない場合は、児童福祉法第46条第3項、同法第34条の17第3項、子ども・子育て支援法第39条、同法第51条及び認定こども園法第20条に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(死亡事故等重大事故が発生した場合の留意点)

第16条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、以下の点に留意するものとする。

(1) 検証結果を踏まえた再発防止策についての当該施設における対応状況等を確認すること。

(2) 検証の結果については、今後の指導監督に反映させること。

(管理台帳)

第17条 課長は、施設及び事業の現状並びに過去の監査状況を把握し、効果的な指導及び監査を行うために、特定教育・保育施設等施設指導改善状況管理台帳を作成し、指導監査の終了後必要事項を記載し、整備するものとする。

(実施報告)

第18条 課長は指導監査の実施結果を、年度終了後速やかに部長に報告するものとする。

(結果の公表)

第19条 次世代育成課で集約した指導監査の結果並びに施設等からの是正改善状況の報告については、別途定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

別表第 1 (第 2 条関係) 対象施設等及び根拠法令

対象施設等	根拠法令
認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園	認定こども園法第 1 9 条
子ども・子育て支援法第 3 1 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第 1 4 条第 1 項、第 3 8 条及び第 5 6 条
児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所	
子ども・子育て支援法第 3 1 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第 1 4 条第 1 項、第 3 8 条及び第 5 6 条
児童福祉法第 6 条の 3 に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	児童福祉法第 3 4 条の 1 7
子ども・子育て支援法第 4 3 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法第 1 4 条第 1 項、第 5 0 条及び第 5 6 条
学校教育法第 1 条に規定する幼稚園	
子ども・子育て支援法第 3 1 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第 1 4 条第 1 項、第 3 8 条及び第 5 6 条

別表第 2 (第 7 条関係) 一般監査項目

項 目
(1) 施設 (建物・設備)
(2) 諸規程
(3) 職員処遇
(4) 利用者処遇
(5) 苦情対応
(6) 防災対策
(7) 事故発生防止・再発防止対策
(8) 関係機関及び地域との連携
(9) 教育・保育内容
(10) 会計経理 (ただし、幼稚園又は認定こども園の設置者が、公認会計士又は監査法人の監査 (以下「外部監査」という。) を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、省略できる。)
(11) 予算の編成・執行
(12) 特定教育・保育施設給付費及び特定地域型保育給付費
(13) 管理業務体制の整備
(14) その他